

議案第 5 6 号

海老名市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例
の制定について

海老名市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を別紙のと
おり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定めたいため

海老名市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）

第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域の区分における設定区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）を設置する場合における法第4条の2第1項に規定する区域の区分における設定区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定	100分の25以上	100分の30以上

	により指定された区域		
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の15以上	100分の20以上

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 次に掲げる施設及び土地については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(1) 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第3条に規定する建築物屋上等緑化施設

(2) 緑地（前号に規定する建築物屋上等緑化施設を除く。）と省令第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設が重複する土地

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 工場等の敷地が第1種区域、第2種区域又はこれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、第1種区域又は第2種区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは当該割合が最も高い区域に係る規定を当該敷地について適用し、これら以外の区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地について適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 工場等のうち、第1種区域において平成13年3月31日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「第1種区域既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同

じ。)が行われるときの第3条の規定に適合する緑地の面積及び環境施設の面積の算定は、同条の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

ア 当該第1種区域既存工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。

）別表第1の上欄に掲げるいずれか一つの業種に属する場合（以下「単業種」という。）

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

イ 当該第1種区域既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合（以下「兼業」という。）

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

ア 単業種

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

イ 兼業

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

3 前項の式における記号に係る数値は、次の表のとおりとする。

記号	数値
G	当該変更に伴い設置する緑地の面積
P	当該変更に係る生産施設的面積
γ	当該第1種区域既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
G_0	当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
S	当該第1種区域既存工場等の敷地面積
G_1	当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計
n	当該第1種区域既存工場等が属する業種の個数
P_j	当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積
γ_j	j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
E	当該変更に伴い設置する環境施設的面積
E_0	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
E_1	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 4 第2種区域において昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「第2種区域既存工場等」という。）において、生産施設的面積の変更が行われるときの第3条の規定に適合する緑地の面積及び環境施設的面積の算定については、附則第2項各号の規定を準用する。この場合

において、同項中「第 1 種区域既存工場等」とあるのは「第 2 種区域既存工場等」と、「0. 2 5」とあるのは「0. 1 5」と、「0. 3」とあるのは「0. 2」と読み替えるものとする。